

平成18年11月13日

優先的にリスク管理を行うべき有害微生物の選定について

日頃より農林水産行政にご協力を頂き、まことにありがとうございます。来年度から、有害化学物質に加えて、食中毒の原因となる有害微生物についても実態調査を開始することとしております。そこで、平成18年11月20日に開催予定のリスク管理検討会では、今後のリスク管理の基本的知見として、これまで報告されている主要な食中毒とその原因微生物についての概要を説明いたします。その後、皆様から情報やご意見をいただいた上で、優先的にリスク管理を行うべき有害微生物の選定を行います。

【検討会の背景・目的】

- 1．農林水産省消費・安全局は、食品の安全性に関するリスク管理の標準手順書に基づいて、リスク管理の初期作業として危害要因のリスクプロファイル（食品の安全性に関する問題及びその内容の説明）を作成し、リスク管理実施の優先度を明確にすることとしています。優先度を検討する際には、リスクプロファイルをもとに、食品の安全性を確保する観点（リスクベース）からの評価を主に、関係者の関心、国際的動向を考慮して、判断することとしています。
- 2．リスク管理を行うためには、まず、実態調査を行う必要があり、そのデータがない場合には上記のリスクプロファイルをもとに、どのような危害要因及び農林水産物を対象にサーベイランスを行うのかを決定します。
- 3．上記1．2の優先度を検討する際には、関係者の意見・情報の交換を行い、その内容を反映させる予定です。従って、リスク管理検討会のメンバーの方には、消費者や業界の立場からリスク管理に関連する情報・意見を積極的に提供していただきたいと考えています。その際には、個人名や個別の企業名は必要なく、一般情報として、関連情報を提供していただきたいと考えています。
- 4．このため、食中毒やその原因となる有害微生物に関するご理解を深めていただくため、検討会において、国際的な取組み状況を含め概要をご説明させていただきます。

【作業のお願い】

- 検討会では、主要な食中毒とその原因微生物の概要についてご説明します、その後、皆様から情報やご意見をいただきたいと思いますので、ご参加の前にあらかじめ同封のリスクプロファイル（暫定版）をお読みいただければ幸いです。
- 検討会終了後、同封の優先度評価シートにご記入の上、平成 18 年 12 月 11 日（月）までに担当までご返信（メールの送信が難しい場合は、FAXで送付）いただきますようお願いいたします。

なお、優先度評価シートの集計後、集計結果をお知らせするとともに調査対象等を確定し、平成 19 年 3 月中にサーベイランス・モニタリングの中期計画を公表する予定です。また、平成 19 年度の年次計画については、有害化学物質・有害微生物とも、調査対象農林水産物／食品、サンプル数について、さらに検討の上、4 月中に公表する予定です。

【連絡先】

農林水産省消費・安全局消費・安全政策課

担当：辻山、佐々木

〒100 - 8950 東京都千代田区霞が関1 - 2 - 1

代表：03 - 3502 - 8111（内線：3087、3088）

直通：03 - 3502 - 5722 FAX：03 - 3597 - 0329

電子メール：yoshimasa_sasaki@nm.maff.go.jp